

輸血拒否される方へ

市立砺波総合病院では、宗教的理由から輸血を拒否される方への指針を定めております。

【抜 粋】

緊急時における方針は次のとおりです。

1) 出血している場合

何よりも止血処置を優先する。タニケット、動脈塞栓術、止血のための手術は躊躇なく行う。患者と家族全員に輸血拒否の希望があり免責証が提出された場合は、相対的無輸血で治療にあたる。

2) 意識障害のある場合

間違いなく本人のものである輸血拒否の書類を携帯しており、家族全員に輸血拒否の希望があり免責証が提出された場合は、相対的無輸血で治療にあたる。

輸血拒否の書類を携帯していないなど、本人がその時点でもなお輸血拒否をしているかどうかの確認が困難な場合や、家族が輸血を希望している場合は、必要に応じて輸血する。

.....
○絶対的無輸血と相対的無輸血

絶対的無輸血:輸血以外に救命手段がない事態になっても輸血をしないこと。生命の維持よりも輸血をしないことに優越的な価値を認めるもの。

相対的無輸血:手術にあたってできる限り輸血をしないこととするが、輸血以外に救命手段がない事態になった場合には輸血をすること。
.....

なお、患者が18歳未満、または医療に関する判断能力がないと判断される場合は、「宗教的輸血拒否患者に関する合同委員会報告」に基づく当院の指針により、次のとおり対応いたします。

(1) 患者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

①親権者は輸血拒否するが、患者が輸血を希望する場合
患者に輸血同意書を提出してもらう。

②親権者は輸血を希望するが、患者が輸血を拒否する場合
相対的無輸血の方針で行う。輸血が必要な場合は、親権者から輸血同意書を提出してもらう。

③親権者と患者の両者が輸血拒否する場合
輸血の可能性のある場合や治療行為が阻害される場合は転院を勧告する。

(2) 親権者が拒否するが、患者が15歳未満、または医療に関する判断能力がない場合

①親権者の双方が拒否する場合
親権者の理解を得られるように努力し、相対的無輸血の方針で治療を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害される状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意より輸血を行う。

②親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合
親権者の双方の同意を得るよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

2009年1月
市立砺波総合病院 院長